

一般社団法人 神奈川県保健協会

国土交通大臣登録簡易専用水道検査機関第79号

神奈川県知事及び県内の各市長指定による
小規模貯水槽水道等検査機関

神奈川県知事指定浄化槽検査機関第5号

本部

〒231-0023
神奈川県横浜市中区山下町224-1 山下町Kビル3F
TEL：045-661-0975 FAX：045-671-1737
e-mail：honbu@hokenkyokai.or.jp

西湘支所

〒259-0131
神奈川県中郡二宮町中里731-1
TEL：0463-73-0511 FAX：0463-72-0999
e-mail：seisho@hokenkyokai.or.jp

東京支所

〒194-0045
東京都町田市南成瀬5丁目20番地1の103
TEL：042-707-6981 FAX：042-785-4439
e-mail：honbu@hokenkyokai.or.jp

<http://www.hokenkyokai.or.jp>



当協会では、
1年に使用する電力のうち、
5,000kWhをバイオマス発電
によるグリーン電力を利用し、
企業活動を行っています。

一般社団法人

神奈川県保健協会

信頼ある検査が
明日への安全につながる

◇ ごあいさつ ◇

一般社団法人 神奈川県保健協会は、保健衛生思想の宣伝と啓発と県民への環境衛生の改善運動の向上を推進するため、県下にさきがけ、1955年12月に設立されました。

1979年厚生大臣(当時)より、簡易専用水道の検査機関として指定を受け、さらに、1986年には、神奈川県知事より浄化槽の検査機関として指定も受け、給排水施設の維持管理に必要な知識の普及啓発や技術のプロとして、保健衛生の向上に寄与するため果敢に事業を展開してきてまいりました。

水道法の改正(2004年3月31日施行)により、簡易専用水道検査機関が指定制から登録制に変更されたことに伴い、当協会は検査対象区域を神奈川県並びに東京都、静岡県に拡大し、また、検査機関としてお客様の満足と信頼性を得られるよう品質保証の国際規格であるISO9001認証を取得(2004年4月8日)しました。

今後も協会の設立当初の使命・理念を忘れることなく全職員一丸となってお客様への社会的貢献と継続的な信頼性と安全、安心な水の確保に向け努力をしておりますので、お引き立てよろしくお願いたします。

◇ 概要 ◇

- ◆名称 一般社団法人神奈川県保健協会
- ◆創立 1955年12月24日
- ◆所在地 本部
〒231-0023
神奈川県横浜市中区山下町224-1
山下町Kビル3F
西湘支所
〒259-0131
神奈川県中郡二宮町中里731-1
東京支所
〒194-0045
東京都町田市南成瀬5丁目20番地1の103
- ◆会長 西之宮 聡
- ◆事業内容
 - 1.貯水槽水道検査
 - ・国土交通大臣登録簡易専用水道検査
 - ・神奈川県知事及び県内の各市長指定による小規模受水槽水道等検査
 - 2.神奈川県知事指定浄化槽法定検査

貯水槽水道検査



■管理状況の定期検査(水道法第34条の2第2項)

簡易専用水道の設置者は、毎年1回以上定期的に地方公共団体の機関又は国土交通大臣の登録を受けた者の検査を受けることが義務付けられています。

- 1) 簡易専用水道
 - ・・・受水槽の有効容量が10m³を超える施設
- 2) 小規模貯水槽水道
 - ・・・受水槽の有効容量が8m³を超え、10m³以下の施設
(横浜市に設置の施設は、有効容量が8m³を超える小規模受水槽水道及びすべての「地下式受水槽等」の設置者に管理状況検査の受検が義務づけられています。
ただし、1戸の家庭のみで使用しているものは除きます。)

※小規模貯水槽水道の検査は、県及び市の条例に基づき必要とされています。

検査内容 以下の3項目を中心に管理状況の検査を行います。

1 受水槽及び高置水槽の管理状況の検査

水槽の本体、内部及び周囲等の検査をします。



2 給水栓における水質検査

給水栓において、臭気、味、色、色度、濁度、残留塩素の測定をします。



3 書類の整理等に関する検査

給水関係の図面、貯水槽清掃報告書、その他の帳簿書類が適切に整理保存されているか検査をします。



検査対象地域

- 1) 簡易専用水道検査
 - ・・・神奈川県、東京都(島しょ部を除く。)、静岡県
- 2) 小規模貯水槽水道等検査・・・神奈川県

浄化槽検査



浄化槽をお使いの方は、浄化槽法(第7条:11条)により1年に1回指定検査機関による検査が義務付けられています。
神奈川県知事指定浄化槽検査機関第5号

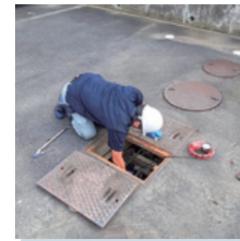
- 1) 設置状況の検査(7条検査)
 - ・・・施工上のチェックと水質検査(BOD測定等)
 - ※使用開始3ヶ月後に検査を行います。
- 2) 維持管理状況の検査(11条検査)
 - ・・・機能状況のチェックと水質検査
 - ※毎年1回検査を行います。

検査内容

以下の3項目を中心に生活排水がきれいに処理されているかを検査します。

1 外観検査

浄化槽の設置状況、維持管理状況について検査をします。



2 水質検査

pH(水素イオン濃度指数)
DO(溶存酸素量)
透視度・残留塩素濃度
BOD(生物化学的酸素要求量)について検査をします。



3 書類検査

清掃・保守点検、前回の検査記録の記録について検査をします。



検査担当地域

平塚市、大磯町、二宮町、秦野市、伊勢原市、小田原市、箱根町、真鶴町、湯河原町、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、茅ヶ崎市、寒川町

水と共に生きる。
私たちの行動が未来を創ります。

～検査についてのお問い合わせ～

一般社団法人神奈川県保健協会業務部検査課

本部
TEL:045-661-0975
FAX:045-671-1737

西湘支所
TEL:0463-73-0511
FAX:0463-72-0999

東京支所
TEL:042-707-6981
FAX:042-785-4439

有資格者

水道技術管理者
建築物環境衛生管理技術者
簡易専用水道検査員

給水装置工事主任技術者
公害防止技術管理者
浄化槽検査員

浄化槽設備士
浄化槽管理士